

## 不利益処分に係わる処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第7条の12	工事店の指定の取消し等	給排水課

盛岡市下水道条例第7条の12に規定する各号のいずれかに該当したときは、第7条に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて、同条に規定する指定の効力を停止することがある。

また、工事店の指定の取消し、又は指定の効力の停止等の処分を受けることとなる行為は、盛岡市指定下水道工事店の不都合行為の処分に関する事務処理要領(平成22年上下水道事業管理者決裁)に規定しているとおりである。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。